

30年度 公文書開示状況（3月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31.1.9	H31.3.12	(1) 議事についての調書(土地) (27東固審委申第45号) (2) 審査申出書(副本)の送付について(平成27年7月22日付け27東固審委申第45号) (3) 弁明書(副本)の送付について(平成27年8月14日付け27東固審委申第45号の2)	7	1					1	1	1							(第7条第2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第4号) 特定の個人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (第7条第6号) 税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会
2	H31.1.9	H31.3.12	27東固審委申第45号の委員会開催通知					1											上記文書は当委員会では作成及び取得しておらず、存在しない。	東京都固定資産評価審査委員会
3	H31.1.9	H31.3.12	「コンクリート(鉄筋)使用量の根拠説明」(平成29年9月1日付け文書)のうち、表記載ページ	1	1					1	1							(第7条第2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			8号	9号
4	H31.1.25	H31.3.27	審査申出案件のうち棄却・却下案件に係る決定書、理由書（平成28年度決定分15件）	92		1													<p>(第7条第2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。</p> <p>(第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) 税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。</p>	東京都固定資産評価審査委員会

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。